

平成 25 年 (ワ) 第 252 号、平成 26 年第 101 号、平成 27 年 (ワ) 第 34 号、
平成 29 年 (ワ) 第 85 号 損害賠償請求事件

原告 菅野 清一 外 377 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (2 5 2)

損害論に係る原告らの主張について

(原告準備書面 (361) 及び同 (369) に対する被告の意見)

平成 31 年 2 月 25 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

同

同

同訴訟復代理人 弁護士

同

田 中 清

青 木 丈 介

小 谷 健 太 郎

川 見 唯 史

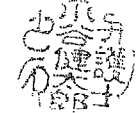
棚 村 友 博

田 中 秀 幸

青 木 翔 太 郎

三 森 健 司

堀 口 拓 也



第1 原告らの主張の整理（原告らの主張に対する被告の理解）

1 包括請求論という考え方について

原告らが主張する包括請求論という考え方は、甲A639号証（立命館大学大学院法務研究科教授である吉村良一氏が執筆した『原発事故における「ふるさと喪失損害」の賠償』と題する論文）等に基づくものと考えられる。

甲A639号証の243頁において、吉村教授は「包括請求論には、損害の包括的な把握という側面と、請求方式（…）という側面の2つがある」と主張している。

よって、原告らの釈明に対する回答もまた、①損害の包括的な把握と、②請求方式という2つの面から説明するものであると思料する。

2 損害額について

原告らは、本件事故によって原告らが被った具体的な損害の額に関して、「被害の程度（損害算定）について、全ての被害者に共通する最低額を、あらたな『経験則』として構築してきた。被害者によって、その損害の程度は異なるどころ、最低の水準は月額50万円という評価である¹。これを超える損害は、この最低水準の損害額を基準として、その上積みとして算定することが可能になる。」（原告ら準備書面（369）5頁）、「幼児や移住者など、その類型的な属性を理由にして慰謝料額を引き下げる被告の主張や、そのような損害認定が予想される原告の類型を想定し、被告の側でそうした類型的な属性の違いによる損害の差異を主張・立証した場合でなければ、そうした差別的な損害認定をすべきではない」（同6頁）などと主張している。

¹ 原告らが主張する月額50万円とは「避難慰謝料」の最低水準の損害額であって、これとは別個に、原告らは、「故郷喪失損害（慰謝料）」の最低水準の損害額として1人当たり2000万円という金額を主張している（原告ら準備書面（361）10頁）。

第2 被告の意見

1 包括請求論という考え方について

(1) 前提

損害賠償請求訴訟においては、原告が「損害」の発生及び額について主張・立証する責任を負う。

この場合に、「どのように損害を把握し、どのように損害の賠償を請求するのか」という点について被告側で何か意見する立場にはないが、本件訴訟において、原告らが大阪空港公害訴訟の上告審判決（最高裁昭和51年(オ)第395号同56年12月16日・民集35巻10号1369号）とは異なる考え方によって立つということについては、理解した。

もとより、被告としても「原告ら全員に共通する損害」を認めるべきではないと考えている。

ただし、被告は、本件訴訟では、被害者の個別事情を斟酌して個々に慰謝料額が決定されるべきである（原告らが被ったと主張する精神的苦痛に係る慰謝料請求の当否及び慰謝料額の判断においては、原告ら各自の避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較し、原告ら各自の個別具体的な事情をそれぞれ検討した上で、原告ら各自に生じた個別損害に対する慰謝料額を算定し、被告の賠償基準により既に支払われた額を超えて賠償を認めるべき慰謝料が存するか否かを個別に判断することが相当である）と考えているのであり、この点において原告らの考え方とは相容れないものと思われる。

(2) 損害の包括的な把握について

ア 原告らは、本件訴訟における原告らの精神的損害に係る賠償請求について、「原告らに生じている様々な損害事実（損害の要素たる諸事情＝評価根拠事実）を、個別ばらばらに捉えては損害の実態を正しく理解・評価することはできないのであり、これらをその内容の特質を捉えて把握し、『避

難慰謝料』と『故郷喪失損害（慰謝料）』に2分した上で、それぞれの多様な損害事実を包括的に評価して、算定することを求めたものである。」

（原告ら準備書面（361）4頁）と主張する。

イ そこで検討するに、本件訴訟では、本件事故によって発生した原告らの精神的苦痛に係る精神的損害について損害賠償請求がなされており、その精神的損害の発生の有無及び損害額が主たる審理対象とされている。すなわち、本件訴訟における精神的苦痛に関する訴訟物は、本件事故に起因する精神的苦痛一切である。原告らが被ったとする精神的苦痛は多種多様であるものの、精神的苦痛を基礎付ける事情は相互に密接に関連し合うものであり、損害の総体としては1個であるということに変わりはなく、この点に関する第1陣訴訟判決は、正当である。原告らは、精神的損害を避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料とに分けてそれぞれ賠償請求をしているが、訴訟物としては1個の精神的損害の賠償請求をしていることにほかならない。

端的にまとめるならば、いかに損害を把握するのであれ、原告ら各人に認められる個別事情を子細に検討して、個々の損害額を算定すれば足りるのである。

（3）請求方式について

ア 原告らは、「被害の内容は元来個別的であり、程度の差も無視できないから、それぞれの原告の損害の内容と程度（損害金額）を共通化（一律評価）したり、その一部を取り出して請求することはできない。」（原告ら準備書面（369）4頁）と主張する一方で、「原告において、原告ごとに個別の損害算定を行う主張・立証をすることや、その上で裁判所が、個別の損害額を認定することは、いずれも時間的・技術的に困難を伴う。そこで、それぞれの具体的な損害事実について主張・立証しつつ、その算定評価につ

いては、各原告に共通する最低額の立証と認定という請求方式により、この困難を回避しようとしているのである。」(同4～5頁)と主張する。

イ しかしながら、原告らが自認するとおり、「被害の内容は元来個別的であり、程度の差も無視できないから、それぞれの原告の損害の内容と程度(損害金額)を共通化…して請求することはできない」のである。

実際に、同種事案(他の集団訴訟)を見ても、原告ごとに個別の損害算定がなされており、かつ、本件訴訟においても全世帯について当事者尋問が実施されているのであるから、裁判所が個別の損害額を認定することは十分に可能である。

そもそも、原告らが「各原告に共通する最低額」と主張する「月額50万円」及び1人当たり「2000万円」という具体的な損害額の算定根拠は何ら明らかとされておらず、また、これを根拠づけるということこそが困難であるといわざるを得ない。

よって、原告らが大阪空港公害訴訟の上告審判決と異なる請求方式での立論を試みるにせよ、要件事実として不可欠な損害額について原告らが主張・立証しなければならないことに変わりはない。

2 損害額について

(1) 原告らが主張する「全ての被害者に共通する最低額」について

原告らは、本件事故によって原告らが被った具体的な損害の額に関して、「被害の程度(損害算定)について、全ての被害者に共通する最低額を、あらたな『経験則』として構築してきた。」(原告ら準備書面(369)5頁)と主張するが、被告は、明確にこれを争う。

そのような経験則が認められる余地はなく、「全ての被害者に共通する最低額」なるものが主張・立証されたとは認められない。

(2) 立証責任の所在について

原告らは、「被告の側でそうした類型的な属性の違いによる損害の差異を主張・立証した場合でなければ、そうした差別的な損害認定をするべきではない」（同6頁）などと主張しているが、被告は、明確にこれを争う。

かかる原告らの主張は、あたかも原告らが主張する請求方式の下では被告に立証責任が転換されるか、又は、原告らの立証責任が軽減されるかのよう
に解される。

しかしながら、損害額について立証責任を負うのは原告らであり、本件訴訟が集団訴訟であるからといって立証責任が軽減されるということにもならない。

3 まとめ

被告は、抽象的な結論としては、「原告ら全員に共通する損害」を認めるべきではないという原告の主張を争うものではない。

しかしながら、同種事案（他の集団訴訟）を見ても、原告ごとに個別の損害算定がなされており、かつ、本件訴訟においても全世帯について当事者尋問が実施されているのであるから、裁判所が個別の損害額を認定することは十分に可能である。

よって、原告らにおいては、「原告らは、すべての損害事実を提示しただけ」（原告ら準備書面（369）7頁）などと主張するのではなく、それらの損害事実をいかなる根拠に基づいて算定評価した結果が経済的にいくらであるのかという点まで明確に主張・立証されたい。

その意味で、平成30年9月20日付『ご連絡』と題する裁判所からの指摘すなわち、「今後、原告らにおいて、損害各論の準備書面を提出するに当たっては、『増額加算を基礎付ける個々の事情』がある原告らについては、当該事情を明示した上、増額加算すべき慰謝料額をいくらと算定すべきかを主張されたい。

また、既に損害各論の準備書面を提出した原告らについても、『増額加算を基礎付ける個々の事情』がある場合には、同様の作業をされたい。」との指摘は、正当である。

以上